

奈良市民だより

No. 137

市・県民税

第3期分
納期

10月15日—10月31日

(納期内にお忘れなく)

共同募金運動が始まりました



さわやかな秋風とともに、道行く
人々の胸に赤い羽根がめだつてま
いります。

奈良市におけるこの共同募金運動

が立派な成果を収めることができ

ますよう、みなさんのあたたかい

ご協力をお願いします。

いよいよ

市民相談室を開きます

【社会福祉事務所】

前号この市民だよりでお知らせし
ましたように10月2日から、毎日午
前9時から午後4時まで(ただし土

曜日の午後と日・祝日はのぞきま
す。)市政についての苦情やご要
望、また個人的な相談に応じる市民
相談室を開きますのでお気がるに
ご利用下さい。

なお、この相談室の担当者は次の
ようになっています。

曜 日	相 談 担 当 者
月	市 長
火	総務部長・税務部長
水	企画室長・経済部長
木	教 育 長
金	社会福祉事務所長
土	建 設 局 長

10月1日号

本年10月2日より引き揚げ者等に 特別交付金が支給されます

【援護年金課】

次の事項に該当する方は昭和45年
3月31日までに市役所援護年金課へ
届け出て下さい。

△外地で昭和20年8月15日まで引き
続き1年以上生活の本拠があり、
終戦で内地に引き揚げた者

△外地で昭和20年8月9日まで引き
続き1年以上生活の本拠があり、
ソ連の参戦で終戦日前に引き揚げ
た者

△外地に終戦日まで引き続き1年以
上生活の本拠があった者で内地に
滞在中終戦によって外地に帰るこ
とができなくなった者

△日本のもと委任統治領であった南
洋群島に昭和18年10月1日まで引
き続き1年以上生活の本拠があり
終戦で日本国政府の要請で同日以
後終戦日前に引き揚げた者

△連合国の地域に昭和16年12月8日
まで引き続き1年以上生活の本拠
があり、大東亜戦争で日米交換
船、日英交換船により終戦日前に
引き揚げた者

△外地で引き続き1年以上生活の本
拠があり、終戦または日本政府の
要請で引き揚げをよぎなくされ、
引き続き外地にある間に死亡した
者

△昭和14年の閣議決定による満州開
拓民ならびに開拓青年で外地に生
活の本拠があり、終戦により引き
揚げた者

＝手続きに必要な書類＝

△在外事実及び引き揚げ事実を認め
ることができる書類

△昭和42年8月1日以後の住民票謄

“法の日”週間

(10月1日から)

法を守り、楽しく暮しま
しょう 【奈良地方検察庁から】

法の日週間の行事の一つとして
奈良弁護士会では、次のとおり法
律無料相談を開設しますのでご利用
下さい。

△日時 10月5日 13時～14時

△場所 奈良地方裁判所内

奈良弁護士会

本または戸籍謄本

△昭和20年8月15日の本籍地を明ら
かにする本籍地証明

旧軍人、軍属と遺家族なら
びに引き揚げ者に巡回相談
を行ないます。【援護年金課】

恩給法、遺家族援護法ならびに遺
家族全般については、毎年その1部

奈良市職員採用候補者試験を行ないます

【人事課】

△採用予定人員

●事務職（一般行政事務を担当す
る職） 30人

●技術職（建築または土木の技術
を担当する職）若干名

△受験資格

●事務職 学校教育法による大学・
短期大学・高等学校を昭和41年3
月以降の卒業生、または昭和43年
3月の卒業見込みの者

●技術職 学校教育法による高等学
校以上の学校において、建築また
は土木の専門課程を修めた者（た
だし、昭和39年3月以降の卒業生
または昭和43年3月卒業見込み
の者）

△試験の方法

●第1次試験 公務員として必要な
一般知識・教養、専門知識につい
て択一式および論文式試験

●第2次試験 第1次試験の合格者
のみに対して口述試験と身上調査
をします。

△試験の日時

●第1次試験 昭和42年10月22日
午前9時30分から市立一条高等学
校で、なお、合格者の発表は11月
1日の予定です。

●第2次試験 第1次試験合格発表
のとき通知します。

△受験の申し込み方法

●試験申し込み書の交付

10月2日から市役所人事課で交付
します。郵便で請求する場合は15
円切手をはった返信用封筒を同封
して下さい。

●申し込み先きと手続き方法

申し込み書、成績証明書、卒業証

が改正されていますが、この改正事
項がわからず受給資格がありながら
気づかないでこれらの法律の恩典に
浴していない方々のために次のよう
に巡回相談を行ないます。

巡回相談のときとところ

月 日	時 間	場 所
10月24日(火)	10時00分～ 15時00分	東里出張所
10月25日(水)	10時00分～ 15時00分	大柳生 出張所
10月27日(金)	10時00分～ 15時00分	田原出張所
11月22日(水)	9時00分～ 17時00分	奈良市庁 別館

明書（卒業見込み証明書）健康診
断書（官公立病院または保健所で
最近3ヵ月以内に受診したもの、
あるいは学校で発行したもの）各
1通とあて先きを明記した連絡用
封筒（15円切手をはって下さい）
1通を奈良市役所人事課内、奈良
市職員採用試験委員会（東寺林町
38）に提出して下さい。

なお、書類に必要な写真は最近6
ヵ月以内に写したもので、上半身
脱帽、正面むきのもの、大きさは
4.5cm四方です。

△受け付け期間

10月13日～10月20日、各日とも午
前8時30分～午後5時（土曜日の
午後と日曜日をのぞく）なお、郵
送の場合は10月16日の消し印のも
のまで有効です。

第1回親子歩こう大会 に参加しましょう

【社会教育課】

△日時 10月10日（体育の日）午前
9時30分奈良県公会堂前集
合して若草山々上まで

△参加者の対象と申し込み

満3歳～小学校3年の子どもと
その両親、参加希望の方は10月
7日までに奈良市紀寺町、奈良
市教育委員会社会教育課親子歩
こう大会係まで氏名、年齢、性
別、住所を書いて申し込んで下
さい。

△持参品 弁当、水筒、雨具、新聞
紙、おやつ、タオル、セ
ーター類

この大会では、若草山々上で昼食
後フォークダンス、宝さがし、歌唱
指導、風船遊びなどいろいろのゲー
ムを予定しています。また参加者には
記念品とバッヂを差し上げます。
なお雨天の場合は中止します。な
るべく軽装で参加して下さい。

奈良市政に関する 世論調査の結果について

【企画室】

はじめに

奈良市政についての市民各位の関心、ご意見、要求をおうかがいするとともに市長の意図するところの市民本位の市政を実現するための一つの方法として、選挙権有権者名簿より、無作為抽出法によって、982人の調査対象者を選出し、転出、死亡などの調査不能分をのぞいて、727人に、調査員による面接調査を行ない、その結果を集計しました。調査期間は昭和42年8月18日から8月31日にわたっています。

この調査は大阪大学上田一雄、関西学院大学領家義両先生のご指導のもとに実施しました。

(I) 市政への関心

市政にたいする関心はきわめて弱く、ふだんの生活のなかで、人々が近所の人や親しい人と、市政について話しあわれることもきわめて乏しい。

※あなたは奈良市の市政に関心をもちますか。

1. 大いに関心をもっている。 18.1%
2. 少しは関心がある。 46.9%
3. 関心がない。 23.2%
4. わからない。 11.8%

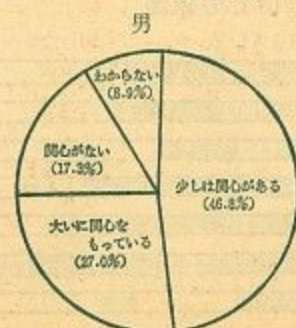
(関心事項 ①税金29.8% ②道路11.7% ③新市長の市政10.4%…)

※あなたは、普段近所の人や親しい人と、奈良市の市政について話し合うことがありますか。

1. よく話をする。 6.2%
2. ときたま話をする。 27.2%
3. 話し合うことはない。 66.6%

(話し合いの内容 ①道路16.0% ②税金14.5% ③上水道8.8%…)

第1図 市政に対する関心



第2図 市政についての話し合い



つぎに市政にたいする関心を男女別でみますと、男が女よりも幾らか関心がつよく、平常近所の人や親しい人と市政について話しあうことも多い(第1図・第2図)。

しかも多くの方々は、自分たちの要望や意見が、市政のうえに、生かされているかどうか、つまり自分たちの要求や期待にそった市政が行なわれているかどうかについても、半数近くは無関心である。またこのことについて関心をもって答えられた方々の間においても、自分たちの意見や要求が「十分に生かされている」とするものはきわめてわずかである。

また「まったく生かされていない。」とはっきりのべている人々もごく少数である。ことに三分の一近い人々が、市政のうえに「余り生かされていない。」と言っている。こうした状態は市政と市民とのつながりを考えるうえに重要な手掛かりを与えてくれています。

※奈良市の市政のうえに、皆さんのご要望やご意見が十分に生かされていると思われますか。

1. 十分に生かされている。 1.6%
2. 少しは生かされている。 22.8%
3. 余り生かされていない。 29.9%
4. 全く生かされていない。 5.2%
5. わからない。 40.5%

市政に対する関心の大多数は、税金問題、道路問題、上水道問題、学校問題に集中しているが、新市長のこ

れからの市政についてきわめて多数の人々が関心をもってみておられることは、新市長として十分に留意しなければならないと思う。

したがって、市民各位の日常生活のなかでの市政の話題が税金・道路・水道・教育・新市長の市政のやり方などの諸問題に集中するのも当然である。とくに人々の市政についての話題のなかに、その時々新聞によって知られる事項がとりあげられていることは、市政とマスコミとのつながりをはっきりと示している。

(II) 市民としての自覚

「奈良市民だ。」という気持を強くもっている方々は、半数余りである。ことに奈良市民として奈良の歴史的風土や文化財に対して、強い関心をもつ人々が、半数にも足りないという事実は改めて考えさせられる問題をもっている。

※あなたはご自分が「奈良市民だ」という気持をおもちですか。

1. 強くもっている。 58.0%
2. 少しはある。 31.4%
3. そういう気持はない。 7.4%
4. わからない。 3.2%

※あなたご自身、奈良の歴史的風土や文化財に対して、強い関心をおもちですか。あまり関心がございますか。

1. 強い関心をもっている。 36.3%
2. 少しは関心がある。 42.0%
3. 関心がない。 15.7%
4. わからない。 6.0%

つぎにこのような事実を、男女別についてみよう。奈良市民としての自覚や奈良の歴史的風土や文化財に対する関心において、いずれも男が女よりも自覚が高く、関心もつよい(第3図・第4図)。

居住地域の問題、市全体の問題について意見をのべておられる方々は、全体の半数余りで、ことに、市全体のこととなると地域の問題よりも、解答者が減っていることは、地域意識が、市民意識よりも強いことのあらわれでもあろう。

※あなたが住んでおられる地区でもっとも問題にされている事柄はどんなことですか。

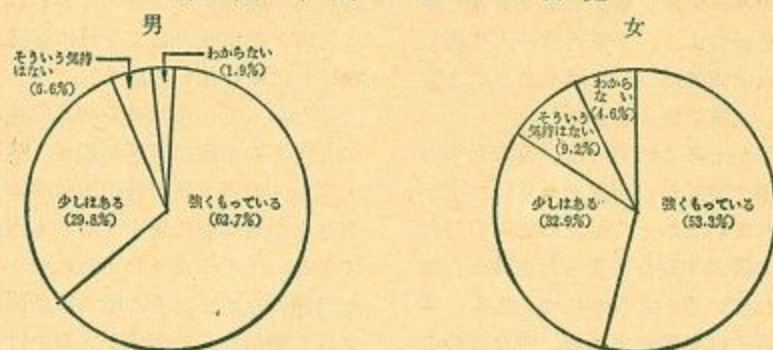
1. 解答 63.3%

2. 無解答 36.7%
(地域の問題 ①道路29.3% ②下水、排水10.7% ③水不足、断水4.2%…)

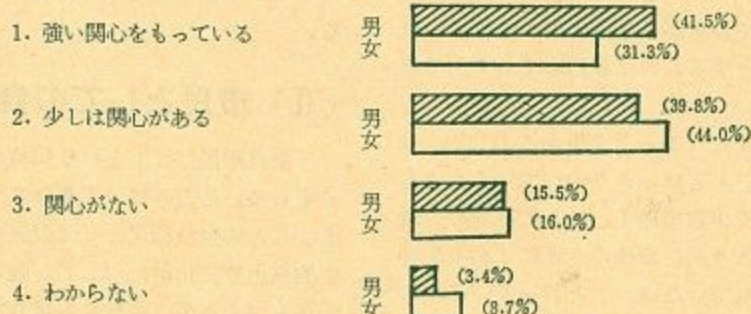
※奈良市全体として考えた場合は何がもっとも重要な問題でしょうか

1. 解答 57.4%
2. 無解答 42.6%
(市政の課題 ①税金が高い15.0% ②道路の改修、舗装14.2% ③上水道の完備10.7%…)

第3図 市民としての自覚



第4図 歴史的風土・文化財に対する関心



(Ⅲ) 市政についての認識

市政のなかで若干の事項について質問しましたところ、第5図のような結果になっています。最近の出来事であり、しかもマスコミが大きくとりあげている市長襲撃の暴力事件が圧倒的多数の市民に知られていることは当然であるが、平城団地一時延期の件や古都保存法などかなり多数の市民の認識を得ていること、市財政の赤字、自然流下式導水事業などが60%を上回っていることなど、例え市政への関心はうすくても、事実を知ることにおいては、相当の認識度を市民各位がもっておられる。

しかしながら、6月市会での市長発言の市政スローガンの認識度が低く、ことに「市民税が高いから下げよ」という要求が全市民のなかに強いにもかかわらず、本年度の10%減税について知らない方々が半数余り

もおられることには、市として市民に対するこれからの広報活動の在り方を検討し、研究し、改善することの必要性を感じさせる。

(Ⅳ) 市政への要求

市政に対する要求としては、市民税の引き下げ、道路の補修・舗装、学校教育の充実などが圧倒的に多くそのほか諸々の要求がだされている。

配給米の価格と品目が改正されます。

(市民課)

昭和42年10月1日から、消費者米価と配給品目がつぎのように改正されますので、ご承知下さい。

1. 消費者米価 (10キログラム 当たり)

内地米	1,395円
徳用上米	1,180円
徳用米	970円

2. 配給品目

イ 内地米は、国内産水稻うるち1～4等玄米を原料とする精米

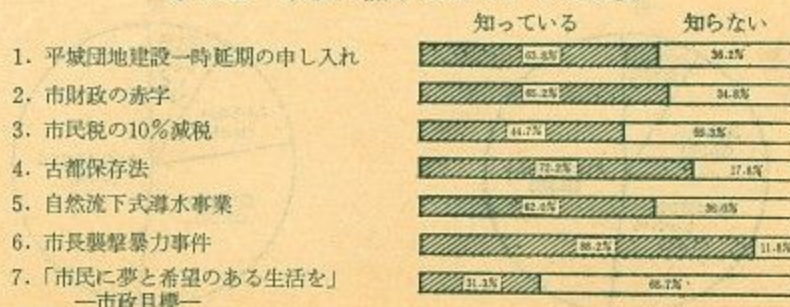
ロ 徳用上米は国内産水稻うるち5等玄米と準内地米の一部とを原料とする精米

ハ 徳用米は、その他の国内産米と準内地米の一部とを原料とする精米

3. その他内地米および徳用上米は基本配給 (10キロ枠の内) となり、徳用米については希望配給 (10キロ枠の外) となります。

このような具体的な要求が多いなかで、市民のなかに、市民の声を市政に卒直に反映させること、市民の声を直接にきくこと、そして新市長が市民本位の市政を推進することを要求する声が多く出されていることには十分にその期待に応えるよう努力しなければならないと痛感しております。

第5図 市政の諸事項についての認識



秋の狂犬病予防注射は！

【衛生課】

次のとおり狂犬病予防注射を行います。なお登録をすましていない犬を飼っておられる方に注射の場所
予防注射のときとところ

で登録の手続きもします。

△料金 注射料 200円
注射鑑札料 60円
登録料 300円

月日	時 間	場 所	月日	時 間	場 所
10. 11	9.00～11.00	朝日町公民館	10. 20	13.00～16.00	鼓阪小学校
	12.00～16.00	学園大和町4丁目 中井医院前	10. 21	9.30～12.00	大安寺連絡所
10. 12	9.00～11.00	山陵公民館	10. 23	10.00～12.00	白毫寺保育所前
	12.00～16.00	学園前ショッピングセ ンター	10. 24	13.00～15.00	辰市連絡所
10. 13	9.00～11.00	五条山新町会所	10. 24	9.00～12.00	帯解連絡所
	12.00～16.00	あやめ池連絡所	10. 25	13.00～16.00	明治連絡所
10. 14	9.00～12.00	佐紀中町会所	10. 25	9.00～12.00	三岡会館前
10. 16	9.00～12.00	伏見小学校	10. 26	13.00～16.00	佐保小学校
	13.00～16.00	伏見連絡所	10. 26	10.00～12.00	破石町自治会長宅
10. 17	10.00～12.00	中山公民館	10. 27	13.00～16.00	飛鳥小学校
	13.00～15.00	秋篠公民館	10. 27	9.00～12.00	京終駅前
10. 18	9.00～12.00	西の京近鉄駅前	10. 28	13.00～16.00	清美小学校
	13.00～16.00	都跡連絡所	10. 28	10.00～12.00	法華寺会所
10. 19	10.00～11.00	精華連絡所	10. 29	11.00～12.00	泉竹町自治会長宅前
	13.00～15.00	東市連絡所	10. 29	13.00～15.00	法蓮橋西詰広場
10. 20	10.00～12.00	般若寺門前	10. 30	10.00～12.00	三条池町三条会館内
			10. 31	13.00～15.00	油阪町労働基準局裏庭
				9.00～12.00	市庁別館

結核と肺ガンの早期発見のためレントゲン車

『しあわせ』号が巡回します

【衛生課】

市民のみなさんから結核と肺ガンをなくし、健康で明るい生活をおくるため『しあわせ』号が巡回しますので、近くの場所で家族そろって検診を受けて下さい。

△レントゲン撮影は服を着たままかんたんに受けられます。

△希望者には健康相談や血圧測定も行ないます。

△6歳以下の幼児にはツベルクリン反応検査とBCG接種を行います。(下の申し込み書に記入のうえ、切り取って直接検診場所へ持参して下さい。)

△昨年受けられた方も必ず受けて下さい。

△日程は下表のとおりです。まだすんでいない地区も引き続いて実施します。

—巡回のときとところ—

〔都跡地区〕

月 日	時 間	場 所	内 容	月 日	時 間	場 所	内 容
10. 23	9.30～10.30	五条畑町山下氏宅前			14.00～15.30	五条新町1丁目集会所	判・相
	11.00～12.00	六条緑町都市開発協会前	レ		10.00～11.00	近鉄西の京駅前	
	13.00～14.00	赤膚町古瀬氏宅前			11.00～12.00	七条町竹川氏宅前	レ
	14.00～15.30	五条山新町1丁目集会所	レ・ツ	10. 26	13.00～14.00	西の京町保川工場前	
10. 24	10.00～11.00	尼が辻町1丁目登酒店前			14.30～15.30	近鉄尼が辻駅前	
	11.00～12.00	横領町森田酒店前	レ		14.00～15.30	都跡公民館	判・相
	14.00～15.30	都跡公民館	レ・ツ		10.00～11.00	六条柳町松田食品店前	
10. 25	10.00～11.00	佐紀東町山下氏宅前		10. 27	11.00～12.00	難宮ガ丘町ヒカリニート前	レ
	11.00～12.00	佐紀中町内外会前			13.30～14.30	月見ガ丘町大西氏宅前	
	13.00～14.00	佐紀二条町吉川タバコ店前	レ		14.30～15.30	六条西町3丁目加藤氏宅前	
	14.00～15.00	佐紀二条町3丁目浅沼組社宅		10. 30	14.00～15.30	都跡公民館	B
	15.00～16.00	尼が辻町3丁目仲尾氏宅前					

内容欄中

レ＝レントゲン検診

判＝ツベルクリン反応の判定

相＝健康相談

ツ＝ツベルクリン反応検査

B＝BCG接種

下の申し込み書は切り取って直接検診場所に持参して下さい

ツベルクリン反応申し込み書

※ 住所	町	丁目	号	館	号
◎ ※ 世帯主氏名					
該	氏 名	生 年 月 日			
◎ ※ 当		昭和 年 月 日			
者		昭和 年 月 日			

ツベルクリン反応判定カード

※ 住所	町	丁目	号	館	号	方
◎ ※ 世帯主氏名						
該	氏 名	生 年 月 日	判 定 結 果	BCG		
◎ ※ 当		昭和 年 月 日	(-)(±)(+)(#)(##)			
者		昭和 年 月 日	(x)			
		昭和 年 月 日	(-)(±)(+)(#)(##)			
		昭和 年 月 日	(x)			
		昭和 年 月 日	(-)(±)(+)(#)(##)			
		昭和 年 月 日	(x)			

※印に記入して下さい。



(10月分)

△歯の健康手帳による

歯 科 検 診

10月19日(木) 高円公民館

(教育委員会内)

受け付け 13時30分～15時30分

検 診 14時～16時

●対象 国民健康保険加入の者で昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれの子

●歯の健康手帳を持参して下さい。

△成人・老人病検診

10月11日(水) 学園前文化教室

10月13日(金) 伏見連絡所

10月20日(金) あやめ池公民館

10月27日(金) 帯解小学校

●受け付け 13時30分～15時30分

●対象 学園・あやめ池・伏見・帯解各地区の45歳以上の方

●大便をマッパ箱に入れ、名前を書いて必ず持参して下さい。

●成人病検査カードを持っている方は持参して下さい。

診察、血圧測定、心電図測定、検尿、検便を行ないます。

昭和42年度国民健康保険料の 新しい料率が決定されました

【保険課】

昭和42年度におきましては、すでに決めた年間保険料から、すでに暫定賦課しておりました第1期、第2期分を精算した額であります。

また本年度の保険料は前年度にくらべて平均23%の引き上げになりますが、人によりましては、その人の前年度の所得額あるいは本年度の固定資産税額の増減などによってその引き上げ率に多少の差がありますのであらかじめご了承ください。

なお、納付書をご覧いただいて、この保険料についてご不審の点は市役所保険課で問い合わせて下さい。

①世帯別平等割

一世帯につき 1,240円

②被保険者均等割

一人につき 860円

③資産割

昭和42年度固定資産税額の
24/100

④所得割

保険料賦課標準所得額

20万円以下 2.2/100

20万円をこえ60万円以下 2.8/100

60万円をこえる額 3.4/100

①+②+③+④=保険料

なお保険料の最高限度額は6万円です。

上記の新しい料率によりまして年間の保険料額の決定通知書と第3期・4期分の納付書は10月上旬に各ご家庭にお届けする予定です。

なお、第3期・第4期分の保険料額は新しい料率によって計算されます。

接種のときとところ

月 日	時 間	地 区	場 所	月 日	時 間	地 区	場 所
10.16 (月)	14:00～15.30	都 跡	都跡連絡所	10.20 (金)	14.00～15.30	済 美	済美小学校
		平 城(一部)				大 安 寺	
10.17 (火)	14.00～15.30	飛 鳥	飛鳥小学校	10.23 (月)	14.00～15.30	鼓 阪	鼓阪小学校
		東 市				佐 保	
10.18 (水)	14.00～14.30	精 華	精華小学校	10.24 (火)	14.00～15.30	都跡(一部)	奈良市西消防署
	15.00～15.30	帯 解	帯解小学校			平 城(一部)	
	14.00～14.30	辰 市	辰市小学校			学 園	
	15.00～15.30	明 治	明治小学校			学 園	
10.19 (木)	14.00～15.00	伏 見	伏見連絡所	10.25 (水)	14.00～15.30	あやめ池	奈良市西消防署
		あやめ池(一部)				伏見(一部)	
	15.30～16.00	平 城	平城小学校	10.26 (木)	14.00～15.30	椿 井	椿井小学校
	10.00～10.30	東 里	相和小学校			大 宮	
	11.00～11.30	狭 川	狭川出張所	10.27 (金)	14.00～15.30	学 園(一部)	富雄北小学校
	13.00～13.30	大 柳 生	大柳生小学校			富 雄	
	14.00～14.30	柳 生	柳生出張所			富 雄	
15.00～15.30	田 原	田原出張所				富雄団地管理事務所	

＝小作料の最高額基準＝

田 地 等 級	10アール ありの額	畑 地 等 級	10アール ありの額
1	5,688円	1	2,170円
2	5,444円	2	2,073円
3	5,204円	3	1,973円
4	4,960円	4	1,875円
5	4,720円	5	1,778円
6	4,476円	6	1,680円
7	4,236円	7	1,580円
8	3,992円	8	1,483円
9	3,752円	9	1,385円
10	3,508円	10	1,285円
11	3,268円	11	1,188円
12	3,024円	12	1,090円
13	2,784円	13	990円
14	2,540円	14	893円
15	2,300円	15	795円

なおくわしくは農業委員または市役所農業委員会事務局まで問い合わせて下さい。

行政相談週間

10月16日～10月22日

国の役所や国に代って府・県・市が行なっている仕事に不満や不審などある方は、えんりょなく次の相談員にご相談下さい。

△奈良市の行政相談委員

○奈良市東寺林町4 岩野政一
(電話②8788番)

○奈良市紀寺幸町838 屏之内勇逸
(電話②8369番)

小作料が

改正されました

【農業委員会事務局】

最近の農業の生産条件、農産物の価格条件などの変動によりまして、農地法第21条第1項の規定にもとづく小作料の最高額の基準が下表のとおり改正されましたのでお知らせします。(昭和42年9月1日施行)

小児マヒ生ワクチンの投与を行ないます

【衛生課】

予防接種法の定めにより次のように小児マヒ生ワクチンの投与を行ないます。

△対象者

●第1回目をうける者

昭和42年1月1日～同年6月30日の間に生まれた者

●第2回目をうける者

昭和41年7月1日～同年12月31日の間に生まれ、第1回目をすました者

△料金 接種1回につき 60円

なお該当者には個人あてに通知書を送りますが、9月16日以降住所変更、その他の事情で通知書の届かない場合は直接会場へ来て下さい。